

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募します。

令和7年1月27日

秋田市長 穂 積 志

### 第1 入札に関する事項

1 件 名	秋田公立美術大学附属高等学院灯油地下タンク設備清掃漏洩点検業務委託
2 仕 様 書	別紙のとおり
3 履 行 場 所	秋田公立美術大学附属高等学院(秋田市新屋大川町12番3号)
4 履 行 期 間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
5 入札参加要件	(1) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 (2) 令和6年度の秋田市建設工事登録業者(管工事および機械器具設置工事)で登録されている者であること。 (3) 市税に滞納がある者ではないこと。 (4) 秋田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関を有する者ではないこと。 (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
6 入札参加申込	
受 付 期 間	令和7年1月27日(月)から令和7年2月3日(月)まで (土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後4時まで)
受 付 場 所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 事務室
7 指名(非指名)通知	令和7年2月14日(金)までにFAXで通知
8 入 札	
日 時	令和7年2月19日(水)午前10時30分
場 所	秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学附属高等学院 製図室
入札保証金	入札金額の5/100以上(1円未満切上) ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定(※)のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。納付方法および免除手続きなどについては、別添「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照してください。

	<p>※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	
9	契 約 日	令和7年2月25日（火）（予定）

## 第2 注意事項

### 1 入札参加申込みについて

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
  - イ 誓約書（様式2）
  - ウ 完納証明書（市税に未納がない納税証明書）
    - ※申請日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
    - （秋田市に課税されていない場合はエの書類を市民税課に提示する必要があります。）
  - エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
    - ※入札参加申込日前3か月以内に発行されたもの（写し可）
  - オ 入札保証金免除申請書（様式6）
    - 入札保証金の免除規定に該当し、免除を希望する場合のみ提出すること。
- (2) 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付しない。
- (3) 申込書等の様式は、秋田公立美術大学附属高等学院ホームページから入手すること。

### 2 指名について

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知は、FAXで行う。

### 3 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 本件は長期継続契約であり、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加すること。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

- (3) 入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としなないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
- (7) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- (8) 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

### 第3 その他

- 1 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。
- 2 提出された申込書等は、返却しない。
- 3 問合せ先

秋田公立美術大学附属高等学院 事務室

電 話 018-828-4127

F A X 018-828-0811

メール ro-edas@city.akita.lg.jp

秋田公立美術大学附属高等学院  
灯油地下タンク設備清掃漏洩点検業務委託仕様書

1 目的

本委託契約は、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2に基づき、地下タンク等の点検、清掃、漏洩検査を実施するものである。

2 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 点検の対象

- (1) 施設名 秋田公立美術大学附属高等学院
- (2) 所在地 秋田市新屋大川町12番3号
- (3) 構造・規模 地下タンク貯蔵所1基（灯油・容量5,000リットル）
- (4) 実施回数 年1回
- (5) 実施時期 別途協議（前回：令和6年9月12日実施）

4 業務内容

地下タンク等の点検の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 点検範囲は液相部を含むタンク全体およびその埋設配管とする。
- (2) 消防法その他関係法令で定められた方法で検査すること。
- (3) 地下タンク内部のスラッジ除去および清掃を行うこと。
- (4) 安全を第一とし、事故防止に努めること。
- (5) 作業中は火災、盗難および事故防止に十分留意すること。
- (6) 作業実施にあたっては、当該施設の業務に支障をきたさないよう施設管理者と連絡を取りながら行うこと。
- (7) 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、施設管理者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。

5 業務完了報告書等の提出

- (1) 点検実施後、点検結果を業務完了報告書（点検報告書・作業状況写真）により速やかに報告すること。
- (2) その他秋田市が必要と認めるもの

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。

# 設 計 書

契約番号				事務長		事務		設計担当者 Tel (828-4127) 秋田公立美術大学附属高等学院								
番 号	第 3 号															
年 度	令和6年度	作成年月日	令和6年 月 日		<p>概 要</p> <p>学院内における灯油地下タンク設備清掃漏洩点検業務の委託期間が終了することから更新するものである。(期間R7.4.1~R10.3.31)</p> <p>(年度別契約予定額)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">7年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">8年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">9年度</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>				7年度	円	8年度	円	9年度	円	合計	円
7年度	円															
8年度	円															
9年度	円															
合計	円															
件 名	秋田公立美術大学附属高等学院 灯油地下タンク設備清掃漏洩点検業務委託															
履 行 場 所	秋田市新屋大川町12番3号															
設 計 金 額	円也															
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)															
契 約 期 間	令和 7年 4月 1日 から 令和10年 3月31日 まで															



# 入札心得

秋田公立美術大学附属高等学院

## (入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

## (入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札を辞退する場合は、入札の執行前には「入札参加辞退届」を、入札執行中には「入札参加辞退届」又はその旨を明記した入札書を開札までに、秋田公立美術大学附属高等学院入札担当者に提出してください。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

## (公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

## (入札の方法)

- 4 入札参加者は、「入札書」を当該入札案件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。

また、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

## (消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法)

- 5 入札書には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください。（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）

なお、契約金額は、入札金額に消費税および地方消費税相当額（入札金額の100分の10）を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

## (入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

7 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
- (2) 1 回目の入札において、参加者が 1 名であるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について 2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 同一の入札について代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札
- (7) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (8) 入札者の記名押印のない入札若しくは金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明りょうで確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行います。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければなりません。

(落札者の決定)

11 予定価格の制限の範囲内で、最低の入札をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

12 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

13 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行います。

(入札回数)

14 入札回数は、2回を限度とします。

(再度の入札に参加できない者)

15 第9項第1号から第7号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

(契約書の提出)

16 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(落札の無効)

17 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

(保証人)

18 落札者は、契約の締結に際し、契約保証金を納付してください。なお、契約保証金の納付に代えて当該契約の履行を保証する保証人を立てることができます。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、保証人は必要ありません。

(保証人の要件)

19 前項の保証人は、落札者と同等以上の資力、資格及び業務施行能力を有する者で、入札参加業者以外の業者としてください。ただし、入札参加業者以外に保証人となることができる業者がないときは、この限りではありません。

(異議の申し立て)

20 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

## 入札保証金の取扱いに係る説明書

### 1 入札保証

秋田市財務規則第109条の規定により、入札公告において、入札保証を求められた入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）は、消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札書に記載予定の金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する事由がある場合は、これを免除する。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者が過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。(過去2年以内に履行期間が12か月以上属している長期継続契約を含めてもよい。)

### 2 入札保証金の免除について

秋田市財務規則109条に入札保証金の納付を免除することができる旨の規定があることから、1のただし書きに該当し、免除を希望する入札参加者は、「入札保証金免除申請書」(様式6)を記入し、必要書類を添付の上、入札参加申込書と一緒に提出すること。審査の上、結果を通知する。

### 3 入札保証金の納付

入札参加者は、「入札保証金納付書兼領収書発行依頼書」(様式7)を秋田公立美術大学附属高等学院事務室に提出し、入札保証金の納付書の発行を受け、入札保証金を指定する金融機関に納付すること。

納付後、入札開始30分前までに、指定金融機関の領収印のある領収済の納付書の写しを提出すること。

### 4 入札保証金の未納等による入札の無効

入札の保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札保証金の納付がないもの(入札保証金が免除されている場合は除く。)
- (2) 入札保証金の金額又は規定の額に不足するもの

## 5 入札保証金の返還

入札保証金は、落札者の決定後に返還する。ただし、落札者への返還は、契約締結後とする。

返還に当たっては、入札参加者は必要事項を記載した「入札保証金払出請求書」（様式8）を秋田公立美術大学附属高等学院事務室に提出する。当該書類の受領後、速やかに、入札保証金の払出手続きを行う。なお、振込までは、おおよそ2週間程度を要する。

## 6 落札者が契約を締結しない場合の取扱い

落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は返還しないものとする。入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときは、その定めに従って保険金又は保証金を請求するものとする。

## 7 費用の負担

入札保証金の納付に係る必要な費用は、入札参加者の負担とする。

## 8 その他

還付（返還）までの期間の利息は付さないものとする。